

令和 8 年 9 月 16 日
建設常任委員会資料

令和 8 年 9 月定例県議会提出予定議案

土 木 部

事 件 決 議

1 県が行う建設事業についての市町負担額の決定

県が行う急傾斜地崩壊対策事業、街路事業等は市町が受益するものであるので、当該建設事業に要する経費のうち令和8年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (一般分)	神戸市	工事費に10分の2を乗じて得た額
	姫路市	〃
	西宮市	〃
	豊岡市	〃
	丹波篠山市	〃
	丹波市	〃
	南あわじ市	〃
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (公共施設関連分)	たつの市	〃
	神戸市	工事費に10分の1を乗じて得た額
	姫路市	〃
	相生市	〃
	豊岡市	〃
	赤穂市	〃
	宝塚市	〃
	川西市	〃
	養父市	〃
	丹波市	〃
	南あわじ市	〃
	朝来市	〃
	たつの市	〃
	佐用町	〃
	香美町	〃
	新温泉町	〃
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (大規模斜面一般分)	洲本市	工事費に10分の1を乗じて得た額
	豊岡市	〃
	宝塚市	〃
	高砂市	〃
	三田市	〃
	朝来市	〃
	宍粟市	〃
	猪名川町	〃
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (大規模斜面公共施設関連分)	神戸市	工事費に100分の5を乗じて得た額
	姫路市	〃
	明石市	〃
	洲本市	〃
	豊岡市	〃
	赤穂市	〃
	丹波篠山市	〃
	養父市	〃
	丹波市	〃
	朝来市	〃
	加東市	〃
	たつの市	〃

	猪 名 川 町 市 川 町 福 崎 町 神 河 町 上 郡 町 佐 用 町 香 美 町 新 温 泉 町	工事費に100分の5を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
県単独急傾斜地崩壊 対策事業	神 戸 市 姫 路 市 西 宮 市 豊 岡 市 宝 塚 市 三 木 市 三 田 市 丹波篠山市 養 父 市 丹 波 市 南あわじ市 朝 来 市 淡 路 市 宍 粟 市 た つ の 市 佐 用 町 香 美 町 新 温 泉 町	工事費に10分の1を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
県単独港湾改良事業	淡 路 市	工事費に100分の15を乗じて得た額
公共事業街路事業 (重点配分対象事業)	姫 路 市 明 石 市 伊 丹 市 川 西 市 西 脇 市 た つ の 市 新 温 泉 町	事業費に10分の2.25を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 〃 〃
公共事業街路事業 (重点配分対象事業以 外)	姫 路 市 尼 崎 市 加 古 川 市 宝 塚 市	事業費に10分の2.5を乗じて得た額 〃 〃 〃
公共事業鉄道高架事業 (連続立体交差事業分)	高 砂 市	事業費に10分の2.5を乗じて得た額

県単独街路事業	姫路市	事業費に2分の1を乗じて得た額
	尼崎市	〃
	明石市	〃
	西宮市	〃
	伊丹市	〃
	加古川市	〃
	川西市	〃
	西脇市	〃
	新温泉町	〃
流域下水道事業建設改良事業 (公共事業流域下水道事業)	神戸市	{ 管渠、用地及びポンプ場等の事業費に4分の1を乗じて得た額 処理施設等の事業費に6分の1を乗じて得た額
	姫路市	
	尼崎市	〃
	西宮市	〃
	伊丹市	〃
	加古川市	〃
	西脇市	〃
	宝塚市	〃
	三木市	〃
	高砂市	〃
	川西市	〃
	小野市	〃
	三田市	〃
	加西市	〃
	宍粟市	〃
	加東市	〃
	たつの市	〃
	猪名川町	〃
	稲美町	〃
	播磨町	〃
	太子町	〃
流域下水道事業建設改良事業 (県単独流域下水道事業)	神戸市	事業費に2分の1を乗じて得た額
	姫路市	〃
	尼崎市	〃
	西宮市	〃
	伊丹市	〃
	加古川市	〃
	西脇市	〃
	宝塚市	〃
	三木市	〃
	高砂市	〃
	川西市	〃
	小野市	〃
	三田市	〃
	加西市	〃
	宍粟市	〃
	加東市	〃
	たつの市	〃

	猪 名 川 町 稲 美 町 播 磨 町 太 子 町	事業費に2分の1を乗じて得た額 〃 〃 〃
流域下水道事業建設改良事業 (流域下水汚泥処理事業)	神 戸 市 姫 路 市 尼 崎 市 西 宮 市 伊 丹 市 宝 塚 市 三 田 市 宍 粟 市 た つ の 市 太 子 町	流域関連事業費から国庫補助金及び起債相当額を 控除した額に2分の1を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

2 二級河川^{しんかわ}新川水系^{しんかわ}新川^{しんかわ}・東川^{ひがしがわ} 新川・東川統合排水機場本体工事 (吐出管) 請負契約の締結

二級河川^{しんかわ}新川水系^{しんかわ}新川^{しんかわ}・東川^{ひがしがわ} 新川・東川統合排水機場本体工事（吐出管）に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

二級河川^{しんかわ}新川水系^{しんかわ}新川^{しんかわ}・東川^{ひがしがわ} 新川・東川統合排水機場本体工事（吐出管）

2 事業目的

西宮市の南部を流れる新川と東川の河口部では、想定される最大クラスの津波（レベル2津波）による浸水被害を軽減するため、新たな水門と防潮堤、統合排水機場の整備をおこなう。

本事業は、平成28(2016)年5月に策定された河川整備計画に基づくもので、高潮発生時の浸水被害を軽減することを目的とし、老朽化した2つの排水機場を1つに統合する。ここで、統合する排水機場の吐出管を施工するため、本工事を起工し、治水安全度を向上させ、地域住民の安全・安心を確保していく。

3 契約金額

3,281,300,000円

4 契約の相手方

大阪市北区堂島1丁目6番20号堂島アバンザ

株式会社^{えぼら}荏原製作所大阪支社

支社長 関谷 正人

5 工事の概要

(1) 施工場所

西宮市今津西浜町

(2) 工事内容

吐出管製作据付（φ3000mm、SUS316L） 1式

(3) 工期

令和10年12月25日限り

6 入札の状況

(1) 入札参加者数

3者

(2) 最低入札金額

3,281,300,000円

(3) 最高入札金額

3,282,400,000円

3 尼崎西宮芦屋港 尼崎^{こうもん}閘門 尼崎第1^{こうもん}閘門機械設備改築工事（その2）

請負契約の締結

尼崎西宮芦屋港 尼崎^{こうもん}閘門 尼崎第1^{こうもん}閘門機械設備改築工事（その2）に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

尼崎西宮芦屋港 尼崎^{こうもん}閘門 尼崎第1^{こうもん}閘門機械設備改築工事（その2）

2 事業目的

尼崎第1閘門は平成14年に建設されたものであり、老朽化が進み、施設の信頼性が低下している状態である。既設施設の機能不全による浸水被害から背後地を防護するため、予防保全的な老朽化対策により機能回復を実施する。

3 契約金額

1,152,800,000円

4 契約の相手方

大阪市北区中之島3丁目2番4号

株式会社IHIインフラスクエア関西支店

支店長 吉野 正敏

5 工事の概要

(1) 施工場所

尼崎市西海岸町

(2) 工事内容

^{こうもん}閘門機械設備改築 1.0式

(3) 工期

令和11年3月23日まで

6 入札の状況

(1) 入札参加者数

2者

(2) 最低入札金額

1,152,800,000円

(3) 最高入札金額

1,152,800,000円

4 姫路港網干^{あぼし} 大江島排水機場^{おおえしま} 仮排水機場機械設備製作据付工事^{すえつけ}請負契約の締結

姫路港網干^{あぼし} 大江島排水機場^{おおえしま} 仮排水機場機械設備製作据付工事^{すえつけ}に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

姫路港網干^{あぼし} 大江島排水機場^{おおえしま} 仮排水機場機械設備製作据付工事^{すえつけ}

2 事業目的

既設の大江島排水機場は昭和49年に建設され、建設から約50年が経過している。現在、基礎の沈下、床や壁等の亀裂及び施設全体の老朽化により、排水機場としての機能や信頼性が低下している状態である。既存施設の機能不全による浸水被害から背後地を防護するため、排水機場の更新を行う。

3 契約金額

1,853,269,000円

4 契約の相手方

大阪市北区堂島1丁目6番20号堂島アバンザ

株式会社荏原製作所大阪支社^{えんばら}

支社長 関谷 正人

5 工事の概要

(1) 施工場所

姫路市網干区大江島

(2) 工事内容

仮排水機場機械設備 1.0式

(3) 工期

令和11年5月31日まで

6 入札の状況

(1) 入札参加者数

7者

(2) 最低入札金額

1,828,750,000円

(3) 最高入札金額

1,860,100,000円

專 決 処 分 承 認

1 専決処分の承認

砂防設備からの倒木により自動車を損傷させたことについて、和解及び損害賠償の額を定める必要が生じたが、特に緊急を要し、県議会を招集する時間的余裕がないため、令和8年8月5日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

1 事故の概要

神戸市灘区水車新田字宮坂114番2の砂防設備大土平川流路工において発生した倒木により、隣接する駐車場に駐車していた自動車の車体に損傷被害が発生し、相手方から県に対し損害賠償の請求があった。

本件被害においては、事故以前に撮影された現場付近の写真からは当該樹木が傾いていることが確認でき、事故発生は予見可能であり、伐採により事故を回避することは可能であったことから、県に管理瑕疵があったことが認められるので、早期の円満解決を図ることとした。

なお、事故当事者は駐車場にて通常の用法に従い駐車していたにも関わらず、突然に対岸の樹木が倒れ車体に接触したもので、過失が認められないため、過失相殺は行わない。

2 和解

上記事故についての和解

3 損害賠償の額

436,898円

4 相手方